

180日を超える

入院に係る特別の料金

1日 2,710円（税込）

厚生労働大臣の定めるところにより、入院期間が180日を超えて入院されている方の入院料の一部を特別の料金（自費）として徴収させていただきます。

ご不明な点については、1階受付（医事課）にお問い合わせください。

令和6年6月1日

病 院 長